

山武市

(令和 5 年 6 月 27 日)

確定申告データ取込み漏れによる課税誤り等の発生について

お世話になっております。

標記の件について、別紙のとおりお知らせいたします。

ご確認をよろしくお願いいたします。

【この件に関するお問合せ】

市民部課税課

0475-80-1281

確定申告データ取込み漏れによる課税誤り等の発生について

住民税（市県民税）は、給与支払報告書、所得税確定申告等をもとに課税計算を行います。

今回、令和 3 年分所得税確定申告のデータ取込みに漏れがあり、令和 4 年度住民税の課税誤り等が発生していることが判明しました。

1. 経 緯

業務内で令和 4 年度分個人市県民税課税資料の確認した中で、一部の方で確定申告データの取込み漏れによる課税資料の誤りが判明しました。

今回判明したデータの取込み漏れは 9 名分、課税資料を修正したことによる課税等への影響については次のとおりです。

- ・ 個人市県民税 6 件 4 1 万 4,2 0 0 円増額
- ・ 国民健康保険税 7 件 8 2 万 7,5 0 0 円増額
- ・ 介護保険料 7 件 3 3 万 6,9 6 0 円増額
- ・ 国民健康保険の高額医療費返還 2 件 1 万 6 2 4 円返還
- ・ 後期高齢者医療保険負担割合変更 1 名 （1 割から 3 割へ変更）

2. 原 因

システムにおいて税務署からの確定申告データを取り込む際、所得の内訳を取り込む仕様となっています。所得合計金額欄のみ記載がある方について、内訳に記載がなかったため所得 0 円として取り込んだこと、システムから発出されたエラーメッセージが処理不要のエラーであったこと及びそれに対し十分な確認をしなかったことが原因です。

3. 対応状況

該当する方に対し、訪問のうえお詫びと課税漏れ等があったことについての説明を行いました。7 月中旬にシステムの処理を完了し納税通知書等を発行します。

4. 再発防止

システムにおけるチェック機能の見直しをシステム提供元に依頼するとともに、取込情報を確認するなどチェック体制を強化し、今後、このような誤りがないよう再発防止を徹底します。

問合せ先

山武市市民部課税課

電話 0475 (80) 1281

担当：神谷、猪野